

社債等に関する業務規程の一部改正について

1. 改正の趣旨

当機構において、上場投資信託受益権に係る振替制度（以下「上場投資信託振替制度」という。）を構築し、上場投資信託受益権に関する業務規程を制定することに伴い、「社債等に関する業務規程」における加入者保護信託及び加入者集会の規定について、上場投資信託振替制度をも含めた横断的な規定内容とすることとし、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

(1) 加入者保護信託及び加入者集会について

加入者保護信託及び加入者集会について、上場投資信託振替制度をも含めた横断的な規定内容とする。

(2) その他

その他、所要の規定整備を行う。

3. 施行日

上場投資信託受益権に関する業務規程の施行の日（平成20年1月4日）から施行する。

以 上